

6 豊子保発第 4722 号
令和 6 年 10 月 10 日

区内認可外保育施設 施設長 各位

豊島区子ども家庭部 保育支援担当課長
樋口 友久

令和 6 年度運営状況の報告及び地域児童福祉事業等調査について (依頼)

日頃より、当区の保育行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

貴殿の実施する認可外の居宅訪問型保育事業について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条第 1 項及び第 59 条の 2 の 5 並びに豊島区認可外保育施設に対する指導監督等要綱（令和 5 年 1 月 16 日 4 豊子保発第 6830 号）第 7 条の規定に基づき、運営状況報告を実施します。

また、今年度は統計法に基づく国調査である、地域児童福祉事業等調査の実施年度となっております。運営状況報告とあわせ、下記のとおりご提出をお願いいたします。

記

1 提出書類

- (1) 【豊島区】運営状況報告（別記第 4 号様式 2 の 1）及び【子ども家庭庁】地域児童福祉事業等調査

★【豊島区】運営状況報告（別記第 4 号様式 2 の 1）

記入例を参考に、①施設基本情報～(別紙)職員名簿までの各シートの項目をすべて入力してください。

※「居宅訪問型事業者」とは様式が異なります。十分ご注意ください。

※区に原本をご提出ください。必ず、コピーをとりご自身で控えとして保管してください。

※本様式は、豊島区のホームページにも掲載していますので、データで作成いただくこともできます。

【掲載先】<https://www.city.toshima.lg.jp/530/2211241640.html>

ホーム > 子育て・教育・若者 > 保育 > 保育運営事業者のかたへ > 認可外保育施設における運営状況報告・事故報告・長期滞在児の報告について

★【子ども家庭庁】地域児童福祉事業等調査

別紙「調査協力のお願い及び記入の手引き」を参考にすべての項目を入力してください。

(2) 添付書類 (各1部)

- ① 職員名簿 (別紙)
- ② 配置図 (隣接している建物、接道がわかるもの)
- ③ 平面図 (保育室の有効面積、出入口、避難経路を記入すること)
- ④ シフト表
- ⑤ 有資格者 (保育士・看護師等) である場合は、資格が確認できる書類の写し
- ⑥ 上記⑤の資格がない方で、以下の研修修了者は、研修の修了証書の写し (1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設においては必須)
 - ・ 居宅訪問型保育研修 (基礎研修)
 - ・ (公社) 全国保育サービス協会のベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修
 - ・ 児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設が実施する (公社) 全国保育サービス協会が定める「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目の履修
 - ・ 認可外の居宅訪問型保育研修
 - ・ 子育て支援員研修 (地域保育コースに限る)
 - ・ 家庭的保育者研修 (基礎研修)
 - ・ 家庭的保育者研修 (認定研修)
- ⑦ 上記②の研修以外で研修を受けた方は、直近の研修受講状況がわかる書類 (受講証の写し等)
- ⑧ 事故にかかる保険会社との保険契約書類の写し (加入している場合のみ)
- ⑨ パンフレットや料金表等施設の運営状況を把握する上で参考となる資料 (作成している場合のみ)
- ⑩ 企業主導型保育事業助成決定通知書 (助成決定を受けている場合のみ)

2 基準日

令和6年10月1日 (火)

※10月1日時点の状況をご記入ください。10月1日が休業日の場合や全く稼働がなかった場合は、直後の営業日の状況をご記入ください。

3 提出期限

令和6年11月11日 (月) 厳守

4 提出方法及び提出先

下記提出先に郵送かメールにてご提出ください。

【郵送提出先】

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1 豊島区役所 4階

豊島区子ども家庭部 保育課認可外保育施設グループ

※封筒の表に「運営状況報告在中（認可外保育施設）」と記載ください。

【メール提出先】

メールアドレス：A0020000@city.toshima.lg.jp

※件名を「運営状況報告（認可外保育施設）」にしてご送付ください。

5 その他

(1) 10月1日時点で休止中または廃止済みの場合は、本報告は不要です。ただし、未届の場合は、「認可外保育施設〔休止・廃止〕届出書（別記第3号様式）」により速やかに届け出てください。

(2) 届出事項に変更が生じた場合は、「認可外保育施設事業内容等変更届（別記第2号様式）」にて届け出てください。

※上記（1）（2）について、必要な様式は豊島区ホームページからダウンロードしてください。

【掲載先】 <https://www.city.toshima.lg.jp/530/2212211327.html>

ホーム > 子育て・教育・若者 > 保育 > 保育運営事業者のかたへ > 認可外保育施設（居宅訪問型保育事業含む）における設置・変更・休止・廃止届について（開設前にご確認ください）

(3) 令和6年9月30日をもって国の無償化経過措置期間が終了するため、10月1日以降、無償化対象施設となるためには、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている必要があります。

基準適合の審査は、本運営状況報告と、別途豊島区が実施する集団指導により行いますので、無償化対象となる意向がある場合、必ずご提出をお願いします。

(4) 本通知にて回答された内容は、子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）に掲載いたします。

《ここdeサーチとは》

こども家庭庁にて運用している、全国の教育・保育施設等の情報が閲覧可能となるサイトです。居宅訪問型保育事業も含まれ、自治体に対して届出をした情報が登録・掲載されています。豊島区に届出された施設も掲載しております。施設の掲載内容をご確認ください。

【ホームページ】 <https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do>

以上

【担当・問い合わせ先】

豊島区子ども家庭部保育課認可外保育施設グループ

TEL : 03-4566-2496 / FAX : 03-3980-5041